

第35回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

開催場所 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア
当社 3階会議室

(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

■ 決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役の報酬額改定の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35
株主総会参考書類	40

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 吉田正昭

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

なお、議決権行使に際しましては、3ページ及び4ページ記載の「議決権の行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。
（開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア 当社3階会議室
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第35期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.s-renaissance.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
- (2) 同一の株主様が書面及びインターネットによる方法の双方により議決権行使を行った場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。なお、同一の株主様が複数回インターネット等による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その際、会場受付にご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明できる書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) **各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。**
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.s-renaissance.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

平成29年6月28日(水)
午前10時

2

郵送（書面）にて
行使いただく場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

平成29年6月27日(火)
午後5時到着分

3

インターネットにて
行使いただく場合
(パソコン、スマートフ
ォン又は携帯電話)



議決権行使サイト
<http://www.evote.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

平成29年6月27日(火)
午後5時入力分

インターネットによる議決権行使のお手続きについては、4ページをご参照ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotepj.com/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。ご不明な点につきましては下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotepj.com/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

事業報告

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善が続く中で、個人消費も持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調が続いております。一方、中国における経済成長の鈍化、英国EU離脱問題、米国大統領選挙後の状況等の国際情勢の変化をうけて為替や株価が大きく変動し、企業収益にも影響を及ぼすなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

フィットネス業界においては、国民一人ひとりの健康増進意識の高まりとともに、顧客ニーズに特化した多彩な小型業態の積極的な出店が続いております。一方、企業の従業員への健康増進の取り組みも強化されており、スポーツクラブへの入会を奨励する気運が高まっております。また、8月に開催された第31回オリンピック・パラリンピック競技大会（リオデジャネイロ）での日本人選手の活躍が後押しとなって、スクール会員数が継続して好調に推移いたしました。

当社グループは、「わたしたちルネサンスは『生きがい創造企業』としてお客様に健康で快適なライフスタイルを提案します。」の企業理念のもと、大型複合スポーツクラブ運営を中心に事業を営んでまいりました。

昨今の急速に進む少子高齢化や顧客ニーズの多様化といった事業環境の変化を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、2015年度を初年度とする中期経営計画においては、「スポーツクラブ単一事業から健康をキーワードとした複合事業への転換を図る」ことを方針として掲げ、以下の①～③に重点的に取り組んでまいりました。

- ① スポーツクラブ事業の収益性の強化
- ② 新しい成長の柱を増やす
- ③ 持続的成長を可能とするヒトと組織づくり

① スポーツクラブ事業の収益性の強化

スポーツクラブ事業における既存クラブ（新規出店や閉店等を除く、同一条件での比較が可能なクラブ）の在籍会員数は、フィットネス部門が前年同期比0.4%増、スクール部門が同4.2%増、合計で同1.8%増となりました。また、全社の在籍会員数は、約399千名と前年同期比0.7%増となりました。

当社は、「気軽に！楽しく！効果的に！飽きずに続けられるグループエクササイズ」を会員の目的に合わせて豊富に用意しております。当連結会計年度の新プログラムについては、4月に総合格闘技の動作と躍動感のある音楽を組み合わせた「Group Fight」を、10月にトレーニングジム内に設置している多目的エリアにおいて、六角形の板状のツール（スライズ）を滑らせ、筋力強化や柔軟性の向上が期待できる「スライズトレーニング」と「スライズストレッチ」及び「ヨガストレッチ」と「トレーニングヨガ」をそれぞれ導入いたしました。

また、トレーニングジムにおいては、会員のトレーニングを効果的にサポートするため、来館している会員のトレーニング履歴をリアルタイムで確認できるタブレット端末を全クラブで導入いたしました。

スイミングスクールについては、競泳選手のトップ集団と位置づけている強化選手から、持田早智選手（ルネサンス幕張）と池江璃花子選手（ルネサンス亀戸）が、8月に開催された「第31回リオデジャネイロオリンピック競技大会」の水泳日本代表に選出されました。両選手が出場した4×200mフリーリレーで8位入賞したほか、池江選手が100mバタフライで5位入賞、4×100mフリーリレーで8位入賞と活躍いたしました。また、「リオデジャネイロパラリンピック競技大会」においては、ルネサンス亀戸がサポートしている瀬立モニカ選手が女子スプリント・カヤックシングル200mに出場し、8位入賞を果たしました。

次回の東京大会に向けては、持田選手と池江選手はもとより、次世代の競泳選手の育成に努めており、国内外の競技大会においても、当社所属の将来を担う選手達が好成績をおさめております。

テニススクールについては、ソニー株式会社が開発した使用者の打球を解析できるSmart Tennis Sensor（スマートテニスセンサー）をラケットに装着する「スマートテニスレッスン」を導入し、平成29年4月より、全国のテニススクールに順次展開しております。

当社は、会員の皆様の帰属意識やモチベーションの向上を目指し、全国規模でのスポーツイベントを開催しております。当連結会計年度においては、9月に水泳愛好者が参加された「第19回ルネサンスマスターズ水泳競技大会2016」、11月に「ルネサンスクラブ対抗ジュニア水泳競技大会」、2月に「ルネサンス3時間リレーマラソン2016&親子ペアラン」等を開催し、いずれも参加人数が千名を超え、好評を博しました。また、テニスにおいては、7月と9月に「ルネサンスカップ」を開催いたしました。

連結子会社のRENAISSANCE VIETNAM INC.では、1号店キャナリークラブ（ビンズオン省）がオープンより2周年、2号店ロンビエンクラブ（ハノイ市）が1周年を迎え、会員・家族、地域住民が参加するオープン記念イベントを開催しました。ロンビエンクラブでは、ベトナム初の日本式スイミングスクールをフルシーズンで展開し、水難事故が多発しているベトナム国の泳力向上に貢献しております。

なお、3月には、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が主催する健康長寿広報展inハノイ（ハノイ市）に出展し、健康志向の高いベトナム人に対し、当社グループの特長を積極的にアピールすることで認知を高めることに成功いたしました。

② 新しい成長の柱を増やす

当社は、「成長が期待される市場で、将来の収益の柱を事業として確立する」ことを目指し、新業態の開発、国・地方自治体や他業界との協業等、新しい成長の柱を増やす取り組みを推進しております。

新業態施設については、3月に全世界に先進的なプログラムを発信しているLes Mills International Ltd.の日本国内における販売代理店であるレズミルズジャパン合同会社とパートナーシップ契約を締結し、日本初となるバーチャルリアリティを駆使したサイクルエクササイズをメインとしたブティック型スタジオ「CYCLE & STUDIO R（アール）」を開業いたしました。

リハビリ運動に特化した介護型デイサービス「元氣ジム」については、急速に進む高齢化社会に対応するためフランチャイズビジネスをスタートし、9月にフランチャイズ第1号施設として元氣ジム仙台荒井（仙台市若林区）を開業いたしました。

また、ICTを活用した健康サービスとして、株式会社リンクアンドコミュニケーションと協業し、当社と法人契約している全国の企業や健康保険組合等を対象とした健康ソリューションサービス『カラダかわるNavi』を開始いたしました。また、ドゥミルネサンスでは、ドコモ・ヘルスケア株式会社のアプリ『カラダのキモチ』のコンセプトをもとに、女性の生理周期による体の変化に合わせたプログラム『カラダのキモチ ヨガ』を10月に開始いたしました。

さらに、「国民の健康寿命の延伸」の取り組みの一つとして、9月に東京で開催された『健康経営会議2016』及び11月に横浜で開催された『よこはま健康経営会議』を健康経営会議実行委員会事務局として支援いたしました。

施設の状況については、4月に元氣ジム上中里（横浜市磯子区）、8月にルネサンス広島東千田（広島市中区）、9月に元氣ジム仙台荒井（仙台市若林区）、11月にバニスタ大泉学園（東京都練馬区）、3月にCYCLE & STUDIO R Shibuya（東京都渋谷区）をオープンいたしました。一方、賃貸借契約の満了等に伴い、7月末にルネサンス広島（広島市南区）、9月末にルネサンス鶴間（神奈川県大和市）、2月末にドゥミルネサンス市ヶ谷（東京都新宿区）を閉店いたしました。また、業態転換に伴い、12月末にドゥミルネサンス渋谷（東京都渋谷区）を閉店いたしました。

また、既存クラブの改装及び設備更新は、13施設において実施し、施設環境の整備と魅力向上に努めております。さらに一部のクラブで競争力の向上を狙い、ホットヨガプログラムに対応するための設備投資を実施いたしました。

なお、4月に発生した熊本地震により、ルネサンス熊本（熊本市中央区）、ルネサンス熊本南（熊本市中央区）及びルネサンス大分（大分県大分市）の3クラブは、施設の一部が損壊するなどの被害を受けました。特に、熊本地域においては、ライフラインが止まり、強い余震も続きましたが、1日も早い復旧を目指し、取引先からの緊急支援等により施設損壊箇所の速やかな修繕を行い、一部のエリアを除き、約10日後には営業を再開し、その1ヶ月後には通常営業の体制を整えることができました。休業期間中には、避難を余儀なくされた住民の皆さまに対して、シャワーやお風呂を開放するなどし、地域貢献に取り組みました。また、ルネサンス熊本のテニスコートを一時的避難施設として、従業員及び関係者に提供し、防災備品の備蓄をはじめ、災害時に対する日頃の準備を生かすことができました。

以上の結果、当連結会計年度末の国内施設数は、スポーツクラブ123施設（直営94クラブ、業務受託29施設）、小型業態施設12施設、介護リハビリ施設15施設の計150施設となりました。

③ 持続的成長を可能とするヒトと組織づくり

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針の中で「企業の持続的な発展と成長を目指して、企業価値を向上させていくために、健全かつ効率的な経営を可能にする仕組みづくりを進めていくことが、最も重要な経営課題のひとつと位置づけており、透明度の高い迅速な業務執行に努め、その改善に継続的に取り組む。」ことを定義しております。

また、当社は、「お客様に健康で快適なライフスタイルを提案する」企業として、役員・従業員自身も心身ともに健康で、いきいきと働いていることが必要であると考えております。7月には「健康経営」*を推進するため、健康経営推進委員会を発足させ、代表取締役社長執行役員である吉田正昭が最高健康責任者（CHO）として同委員会の委員長に就任し、「ルネサンス健康経営宣言」を制定いたしました。

具体的な取り組みとして、まず、前述の健康ソリューションサービス『カラダかわるNavi』に従業員が登録し、ICTを活用した健康管理に取り組んでおります。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

なお、当社は従来より、健康経営に関する取り組みに一定水準の評価を得ており、2月に経済産業省と日本健康会議が共同で優良な健康経営を実践している企業を選定する「健康経営優良法人2017」～ホワイト500～に認定されるとともに、3月には、株式会社日本政策投資銀行より「DBJ 健康経営（ヘルスマネジメント）格付」における最高ランク格付けを取得しております。

女性活躍推進を中心としたダイバーシティの各種施策については、従業員の仕事と育児の両立を支援するため、育児短時間勤務期間の延長や在宅勤務制度を導入いたしました。また、2月には、子育て中の女性社員が育児に関する情報交換等を行う場として「育児フォーラム」を開催し、活発な意見交換がなされました。

当社は、従業員が積極的に競技スポーツにも挑戦する環境を支援しており、8月に開催された「第67回日本実業団水泳競技大会」においては女子団体で優勝し、また、同じく8月に開催された「第55回全国実業団対抗テニス大会『ビジネスパル・テニス』」においても優勝することができました。スポーツ愛好者が多い当社においては、出場選手のみならず、応援する全従業員の「感動満足」の向上に寄与することができました。

また、スポーツクラブにおける“ベストプラクティス”とそれを生み出す“マインド”を共有し、接客水準のレベルアップを図り、当社に関わる多くの方を幸せにすることを目的とした『ベストスタッフコンテスト』を開催し、全国から選抜され、予選を勝ち抜いたスタッフが、12月の最終コンテストでベストスタッフとして表彰されました。

さらにGreat Place to Work® Institute Japanが世界共通の基準で行う従業員の意識調査「働きがいのある会社」ランキングの大規模部門（従業員1,000名以上）に5年連続でランクインいたしました。日常業務に誇りを持っていることと職場の高い連帯感が、当社の特徴となっております。

なお、当社は、ステークホルダーの皆様にも、より当社の企業活動や事業・商品・サービス内容をわかりやすくお伝えし、理解を深めていただけるよう、コーポレートサイトのビジュアル、コンテンツや内容等、デザイン・構成を全面リニューアルし、9月に公開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は444億49百万円（前連結会計年度比2.2%増）、営業利益は36億82百万円（同15.6%増）、経常利益は35億12百万円（同19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億69百万円（同28.5%増）となり、過去最高益を更新いたしました。

なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、50億71百万円となりました。これは主に国内の新規出店投資及び既存クラブ改修投資等によるものです。なお、設備投資の中には新規出店に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金1億11百万円が含まれます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の新規出店投資及び既存クラブ改修投資等に伴う資金については、自己資金、建物リース及び金融機関からの借入金にて充当しました。

なお、当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、総額18億円のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

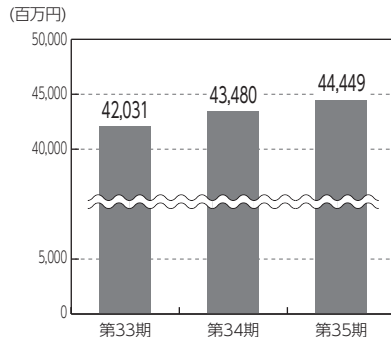
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成25年度 第32期	平成26年度 第33期	平成27年度 第34期	平成28年度 第35期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	40,660,910	42,031,806	43,480,482	44,449,012
経常利益 (千円)	2,202,464	2,636,960	2,932,385	3,512,464
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (千円)	—	1,446,345	1,532,978	1,969,652
当期純利益 (千円)	1,020,903	—	—	—
1株当たり 当期純利益 (円)	47.75	72.32	102.74	132.01
総資産 (千円)	28,552,947	29,099,847	30,665,320	33,548,447
純資産 (千円)	10,983,976	6,617,308	7,720,594	9,269,913

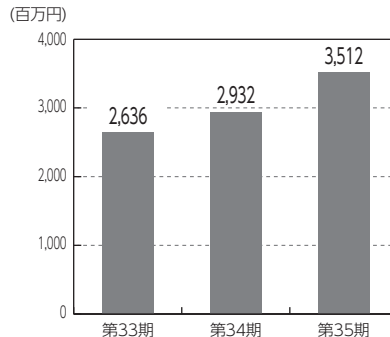
(注1) 第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期については、当社単体の数値を記載しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式総数により算定しております。

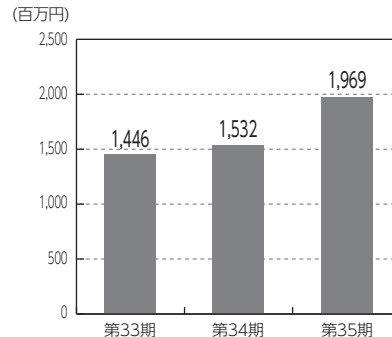
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(6) 対処すべき課題

日本においては、少子化に伴う就業人口の減少、超高齢社会における社会保障費の増大等、人口動態の急激な変化に伴う社会不安が課題となっております。一方では、国民の健康意識の高まりや、スポーツ庁を中核にスポーツの強化やスポーツ・健康増進施策の積極的な推進等により、当社を取り巻く事業環境は、大きな成長の機会を迎えております。

当社は、この機会を新たなビジネスチャンスとして捉えており、当社の事業を通じて、「健康寿命の延伸」に向けたさまざまな社会的課題の解決に取り組むべく、「健康」をキーワードとした事業を有機的に展開してまいります。

スポーツクラブ事業については、地域特性に応じた個店マーケティングと施設環境の整備を基本戦略として、お客様に「感動」していただけるサービスを提供することで、収益基盤の強化を図るとともに、一人でも多くのお客様の健康づくりやスポーツ振興に貢献することを目指してまいります。

また、当社のスポーツクラブを地域全体の健康づくりに貢献するための拠点として活用し、国・地方自治体及び企業や健康保険組合等が推進する健康づくりの支援に全国規模で取り組んでまいります。

新業態施設については、年齢や性別、ライフスタイル、各種ニーズ特性を明確にし、限定したターゲットを対象とした魅力のある施設を展開し、新たな成長の柱となる事業の拡大に努めてまいります。

海外市場については、ベトナムでの事業基盤確立を最優先で進めるとともに、他のアジア地域における事業展開も継続して検討してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
RENAISSANCE VIETNAM INC.	3,974,520米ドル	100%	スポーツクラブ事業 スイミングスクール事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,720,000千円
株式会社三井住友銀行	2,560,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,920,580株
(自己株式6,458,420株を除く)
- (3) 株主数 16,549名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
D I C株式会社	3,742,000 ^株	25.07 [%]
三菱地所株式会社	1,419,000	9.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	603,200	4.04
ルネサンス従業員持株会	553,600	3.71
斎藤 敏一	350,000	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	200,100	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	196,400	1.31
斎藤フードアンドヘルス株式会社	188,000	1.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	180,000	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	150,300	1.00

(注) 持株比率は、自己株式（6,458,420株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
斎藤 敏一	代表取締役会長	—————
吉田 正昭	代表取締役社長執行役員 全社戦略担当 最高健康責任者（CHO）	（一社）日本フィットネス産業協会 会長
堀田 利子	取締役副社長執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当	—————
岡本 利治	取締役専務執行役員 スポーツクラブ事業担当 事業支援担当	—————
高崎 尚樹	取締役専務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当	（株）コミュニティネット取締役
下村 満子	取締役	—————
中藤 正哉	取締役	DIC(株)執行役員経営企画部長
西村 正則	常勤監査役	—————
田中 俊和	常勤監査役	—————
鉢村 健	監査役	凸版印刷(株)顧問
生田 美弥子	監査役	弁護士法人北浜法律事務所

(注1) 中藤正哉氏は、平成28年6月23日開催の第34回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任しました。

(注2) 田中俊和氏及び生田美弥子氏は、平成28年6月23日開催の第34回定時株主総会において監査役に新たに選任され、就任しました。

(注3) 下村満子氏及び中藤正哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、下村満子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。

- (注4) 鉢村健氏及び生田美弥子氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。当社は、鉢村健氏及び生田美弥子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
- (注5) 常勤監査役田中俊和氏は、当社において最高財務責任者を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	9名	188,308千円
監査役	6名	47,400千円
合計	15名	235,708千円

- (注1) 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額60,358千円が含まれております。
- (注2) 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第24回定時株主総会において、年額3億5千万円以内と決議いただいております。なお、個々の取締役の報酬は、任意の報酬委員会を設け、株主総会で決議された報酬総額を限度とし、それぞれの職責、職務遂行実績、会社の業績等を考慮したうえで決定しております。
- (注3) 監査役の報酬限度額は、平成17年6月24日開催の第23回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。なお、個々の監査役の報酬は、それぞれの職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	下村満子	(取締役会) 14回中13回出席	主に経営計画、営業施策案件、組織戦略等についての発言を行っております。
社外取締役	中藤正哉	(取締役会) 11回中11回出席	主にコーポレートガバナンス、経営計画、営業施策案件、組織戦略等についての発言を行っております。
社外監査役	鉢村健	(取締役会) 14回中14回出席 (監査役会) 13回中13回出席	主に財務状況、海外事業案件、内部統制等についての発言を行っております。
社外監査役	生田美弥子	(取締役会) 11回中11回出席 (監査役会) 10回中10回出席	主にコンプライアンス、リスク管理、組織等についての発言を行っております。

(注) 社外取締役中藤正哉氏及び社外監査役生田美弥子氏につきましては、平成28年6月23日就任後の状況を記載しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	6名	14,700千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,700千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,700千円

(注1) 当監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、過年度の監査実績、報酬の推移、職務遂行状況等を確認するとともに当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、監査品質を確保できる水準と判断し、会社法第399条第1項の同意をしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社の子会社であるRENAISSANCE VIETNAM INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する場合、又は会計監査人の適格性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。

取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。

各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。

重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の十分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。

当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。

当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。

グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。

グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。

監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。

相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

⑥ **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制**

監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。

補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。

補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

⑦ **監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。

補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に出席する機会を得る。

⑧ **当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。

監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

⑪ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。

監査役は、内部統制監査室に必要に応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。

監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

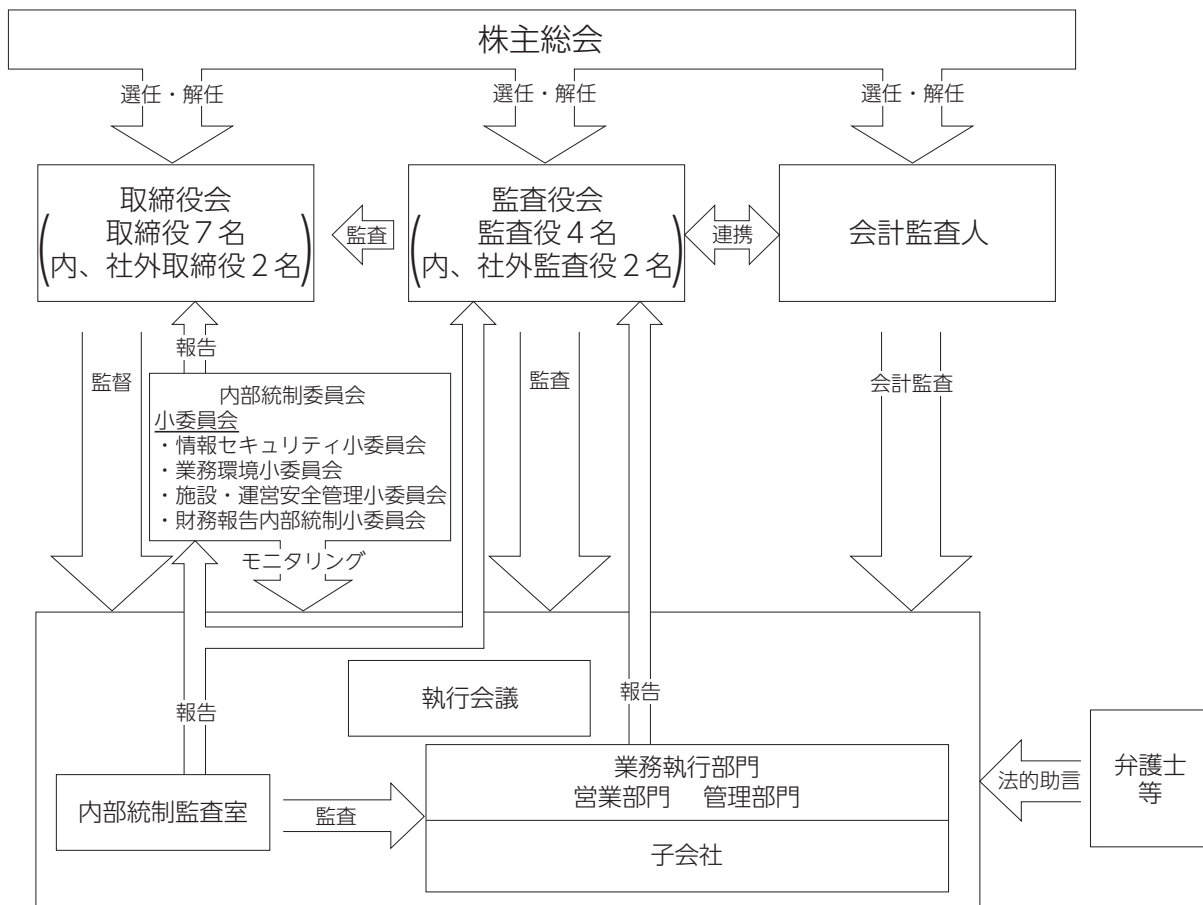
⑫ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

⑬ **反社会的勢力を排除するための体制**

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

当社グループにおける企業統治の体制、内部統制及びリスク管理体制は以下のとおりであります。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の体制により、内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度の運用状況は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するため、また、「グループコンプライアンス行動基準」をより周知させるために、取締役、執行役員及び使用人に対して研修を実施し、その遵守に関する「誓約書」を受領しました。
- (ii) 内部統制委員会を四半期毎に4回開催し、業務執行ラインの統制活動をモニタリングするとともに、その有効性を確認しました。
- (iii) 内部統制監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役、関係役員及び監査役並びに内部統制委員会へ報告しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、株主総会及び取締役会の議事録並びに稟議書等の重要文書について、厳重に管理保存しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会において、各業務執行ラインにおける様々なリスクの認識、課題の抽出、予防・再発防止策を実施し、その状況を内部統制委員会に報告しました。
- (ii) 相談窓口及び通報窓口を活用して、問題の解決を図るとともに予防活動をより効果的に行っています。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (i) 毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を2回（計14回）開催し、「取締役会付議事項規程」に基づいて、経営に関する重要事項の審議を行いました。
- (ii) 社内規程については、必要に応じて、適宜、改定を行い、適切かつ円滑な組織運営に努めました。なお、当事業年度においては、19回の規程制定及び改定を実施しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業績については、当社の所管部署が、定期的に当社の取締役会に報告しています。
- (ii) グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会にて決議しています。
- (iii) グループ会社のコンプライアンス体制の構築やリスク管理については随時、グループ会社の役員及びコンプライアンス・リスク管理責任者と当社の所管部署が連携し、適切な対応を行っております。
- (iv) 監査役が2回、内部統制監査室が1回、グループ会社の監査（往査）を実施し、その経営状態、内部統制状況及び各クラブの運営状況等を確認しました。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (i) 監査役の求めに応じて、その補助すべき使用人を配置しています。
- (ii) 監査役の補助使用人に対する指揮命令権及び人事評価権が監査役に帰属すること等を定め、補助使用人の取締役からの独立性に関する体制を確保しています。

⑦ 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査役補助使用人は、監査に必要な業務を適切に行っています。
- (ii) 監査役が必要と認めた場合、その補助使用人は、重要な会議等に出席しています。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について、監査役が出席する取締役会、その他重要な会議において、また、必要に応じて適宜、監査役に報告しています。
- (ii) 取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は、直ちに監査役へ報告できる体制を整え、実行しています。

⑨ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いはしておりません。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、償還の手続きその他の費用又は債務の処理は、監査役求めに応じて、速やかに当該費用又は償還を支弁する体制をとっています。

⑪ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (i) 内部統制監査室は、その活動状況について、定期的にまた、随時、監査役への報告を行っています。
- (ii) 内部統制監査室は、監査役求めに応じ情報収集に努め、必要に応じ内部監査を実施する体制を整えています。
- (iii) 監査役は、代表取締役と1回、その他の業務執行取締役と1回、また、会計監査人と四半期毎に4回、その他必要に応じて適宜、意見交換を行いました。
- (iv) 監査役は、本社部門とクラブの監査を行い、また内部統制監査室のクラブ往査に同行し、内部統制状況を確認しました。

⑫ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

内部統制委員会の財務報告内部統制小委員会において、財務報告の信頼性と適正性に関するモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告しました。

⑬ **反社会的勢力を排除するための体制**

「グループコンプライアンス行動基準」に関する研修、また、反社会的勢力の排除に関する教育を行い、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度につきましては、平成29年5月11日に公表しましたとおり、期末配当を当初予想の13.0円から2円増配した1株当たり15.0円を実施し、中間配当13.0円と合わせて、年間配当は1株当たり28.0円とします。

(注1) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて、表示しております。なお、売上高及び利益の増減率等の比率並びに1株当たり当期純利益は、表示桁未満の端数を四捨五入しております。

(注2) 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,175,486	流動負債	10,042,832
現金及び預金	1,006,627	支払手形及び買掛金	69,083
売掛金	1,241,649	短期借入金	1,800,000
商品	187,865	1年内返済予定の長期借入金	2,370,000
貯蔵品	83,404	リース債務	347,968
繰延税金資産	473,180	未払金	1,381,449
その他の	1,191,296	未払法人税等	874,460
貸倒引当金	△8,537	賞与引当金	918,292
		役員賞与引当金	60,358
固定資産	29,372,960	資産除去債務	21,724
(有形固定資産)	18,350,324	その他	2,199,495
建物及び構築物	6,861,629	固定負債	14,235,700
機械装置	588,043	長期借入金	5,110,000
工具、器具及び備品	1,012,520	リース債務	6,864,968
土地	1,139,178	退職給付に係る負債	568,388
リース資産	6,978,719	資産除去債務	932,981
建設仮勘定	1,770,232	その他	759,362
(無形固定資産)	986,661	負債合計	24,278,533
のれん	164,329	純資産の部	
その他	822,332	株主資本	9,271,031
(投資その他の資産)	10,035,975	資本金	2,210,380
投資有価証券	47,389	資本剰余金	2,756,974
長期貸付金	1,006,237	利益剰余金	9,799,677
敷金及び保証金	8,303,384	自己株式	△5,495,999
繰延税金資産	301,415	その他の包括利益累計額	△1,117
その他	377,549	その他有価証券評価差額金	4,782
		為替換算調整勘定	7,609
		退職給付に係る調整累計額	△13,509
資産合計	33,548,447	純資産合計	9,269,913
		負債・純資産合計	33,548,447

連結損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		44,449,012
売上原価		38,473,250
売上総利益		5,975,762
販売費及び一般管理費		2,293,323
営業利益		3,682,439
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,723	
受取手数料	116,284	
その他の	24,743	166,751
営業外費用		
支払利息	281,731	
為替差損	20,056	
その他の	34,938	336,727
経常利益		3,512,464
特別損失		
固定資産除却損	18,088	
減損損失	270,951	
店舗閉鎖損失	9,120	
その他の	14,580	312,740
税金等調整前当期純利益		3,199,723
法人税、住民税及び事業税	1,239,925	
法人税等調整額	△9,855	1,230,070
当期純利益		1,969,652
親会社株主に帰属する当期純利益		1,969,652

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日残高	2,210,380	2,756,974	8,247,801	△5,495,999	7,719,155
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△417,776	—	△417,776
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,969,652	—	1,969,652
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,551,876	—	1,551,876
平成29年3月31日残高	2,210,380	2,756,974	9,799,677	△5,495,999	9,271,031

項目	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成28年4月1日残高	2,796	15,175	△16,533	1,438	7,720,594
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△417,776
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	1,969,652
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	1,986	△7,566	3,023	△2,556	△2,556
連結会計年度中の変動額合計	1,986	△7,566	3,023	△2,556	1,549,319
平成29年3月31日残高	4,782	7,609	△13,509	△1,117	9,269,913

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科 目			科 目		
流動資産		3,859,791	流動負債		10,030,283
現金及び預金	金	719,582	支払手形	形	34,188
売掛金	金	1,233,631	買掛金	金	34,994
商品	品	186,628	短期借入金	金	1,800,000
貯蔵品	品	83,404	1年内返済予定の長期借入金	金	2,370,000
前払費用	用	887,028	リース負債	金	347,968
繰延税金資産	産	473,180	未払費用	金	1,368,374
その他当座預金	他	284,874	未払法人税等	金	973,359
	金	△8,537	未払消費税	等	874,460
			前払消費税	金	249,409
固定資産		29,681,994	前受	金	361,388
(有形固定資産)		17,796,206	前受引当金	金	158,122
建物	物	6,230,258	賞与引当金	益	3,265
構築物	物	216,828	賞与引当金	金	918,292
機械及び装置	置	509,048	役員退去債	金	60,358
工具、器具及び備品	品	951,941	設備関係未払	金	21,724
土地	地	1,139,178	設備関係未払	形	93,865
一ス資産	産	6,978,719	設備関係未払	金	338,443
建設仮勘定	定	1,770,232	その他	他	22,068
(無形固定資産)		986,024	固定負債		14,216,235
のれん	ん	164,329	長期借入金	金	5,110,000
借地権	権	203,210	長期借入金	金	6,864,968
ソフウェア	ア	600,734	長期借入金	金	416,716
その他	他	17,750	長期前受引当金	益	16,240
(投資その他の資産)		10,899,763	退職給付引当金	益	548,922
投資有価証券	券	41,605	退職給付引当金	金	932,981
関係会社株	式	5,784	長期預り保証	金	326,233
長期貸付	金	1,925,457	その他	他	171
敷金及び保証金	金	8,284,264	負債合計		24,246,518
店舗前払費用	定	143,258		純資産の部	
繰延税金資産	用	210,760	株主資本		9,290,484
その他当座預金	他	308,843	(資本金)		2,210,380
	金	23,530	(資本剰余金)		2,756,974
倒引当金	金	△43,740	資本準備金		2,146,804
			その他資本剰余金		610,170
			(利益剰余金)		9,819,130
			利益準備金		69,375
			その他利益剰余金		9,749,755
			繰越利益剰余金		9,749,755
			(自己株式)		△5,495,999
			評価・換算差額等		4,782
			(その他有価証券評価差額金)		4,782
			純資産合計		9,295,267
資産合計		33,541,786	負債・純資産合計		33,541,786

損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
フィットネス売上高	41,244,658	
商品売上高	1,111,034	
その他の営業収入	1,931,895	44,287,589
売上原価		38,214,835
売上総利益		6,072,754
販売費及び一般管理費		2,280,369
営業利益		3,792,384
営業外収益		
受取利息及び配当金	35,309	
受取手数料	116,284	
その他	24,541	176,135
営業外費用		
支払利息	281,731	
為替差損	5,957	
その他	34,870	322,560
経常利益		3,645,959
特別損失		
固定資産除却損	15,878	
減損	146,179	
関係会社株式評価損	440,099	
関係会社貸倒引当金繰入額	43,740	
店舗閉鎖損失	9,120	
その他	13,462	668,480
税引前当期純利益		2,977,478
法人税、住民税及び事業税	1,239,925	
法人税等調整額	△23,239	1,216,686
当期純利益		1,760,792

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成28年4月1日残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	8,406,739	8,476,114
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△417,776	△417,776
当期純利益	—	—	—	—	—	1,760,792	1,760,792
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,343,016	1,343,016
平成29年3月31日残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	9,749,755	9,819,130

項目	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成28年4月1日残高	△5,495,999	7,947,468	2,796	7,950,265
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△417,776	—	△417,776
当期純利益	—	1,760,792	—	1,760,792
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	1,986	1,986
事業年度中の変動額合計	—	1,343,016	1,986	1,345,002
平成29年3月31日残高	△5,495,999	9,290,484	4,782	9,295,267

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方宏樹 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 会社法に定める内部統制システムの整備に関する取締役会の決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び使用人からもその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社ルネサンス 監査役会

常勤監査役 西村 正 則 ㊟

常勤監査役 田 中 俊 和 ㊟

社外監査役 鉢 村 健 ㊟

社外監査役 生 田 美弥子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

さい とう とし かず 1. 齋藤 敏一 (昭和19年6月18日生)	所有する当社の株式数 350,000株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和42年4月 大日本インキ化学工業(株)（現：DIC(株)）入社 昭和61年6月 当社取締役 平成2年6月 当社常務取締役 営業本部長 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成20年4月 当社代表取締役会長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役会長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 当事業を企画し、昭和54年に創業した後、平成4年に当社の代表取締役に就任し、それ以来、経営の舵取りを行っております。フィットネス業界における豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
よし だ まさ あき 2. 吉田 正昭 (昭和31年7月13日生)	所有する当社の株式数 8,400株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和54年4月 (株)ピープル（現：(株)コナミススポーツクラブ）入社 平成17年6月 当社取締役執行役員 営業副本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 営業副本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役社長執行役員 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員 全社戦略担当 平成28年6月 (一社)日本フィットネス産業協会 会長（現任） 平成28年7月 当社代表取締役社長執行役員 全社戦略担当 最高健康責任者（CHO）（現任）	
【取締役候補者とした理由】 入社以来、スポーツクラブ事業の営業部門における要職を歴任し、平成23年からは、業務執行の最高責任者である代表取締役社長執行役員を務めており、豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

ほつ た とし こ
3. 堀田 利子

(昭和29年9月27日生)

所有する当社の株式数
48,000株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和50年4月 三井不動産(株)入社
平成14年6月 当社取締役 営業サポート本部長
平成16年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
平成17年6月 当社取締役専務執行役員 営業部門管掌兼営業本部長
平成21年6月 当社取締役専務執行役員 総務人事本部長
平成24年7月 当社取締役専務執行役員 総務人事本部長兼CSR推進担当
平成27年4月 当社取締役専務執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当
平成28年4月 当社取締役副社長執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

営業及び管理部門における要職を歴任し、現在では、総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当として、総務法務部門及びパブリックリレーション部門の統括にあたっております。当社業務全般の豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

おか もと とし はる
4. 岡本 利治

(昭和32年7月16日生)

所有する当社の株式数
6,100株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和55年4月 (株)福岡春日ローンテニスクラブ入社
平成20年6月 当社取締役執行役員 営業副本部長兼営業管理部長
平成23年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
平成24年4月 当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長兼事業サポート本部長
平成25年4月 当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長兼事業企画本部長
平成27年4月 当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業担当
平成28年4月 当社取締役専務執行役員 スポーツクラブ事業担当 事業支援担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

スポーツクラブ事業の営業部門における要職を歴任し、現在では、スポーツクラブ事業担当及び事業支援担当として営業全般の運営を指揮する立場にあります。当社営業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

たか ぎき なお き	所有する当社の株式数
5. 高崎 尚樹 (昭和35年7月26日生)	7,000株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】	
昭和60年7月 (株)ダイエーレジャーランド入社	
平成20年6月 当社取締役執行役員 営業副本部長	
平成20年10月 当社取締役執行役員 ヘルスケア事業本部長兼ヘルスケア企画部長	
平成21年7月 当社取締役執行役員 ヘルスケア事業本部長	
平成23年4月 当社取締役常務執行役員 ヘルスケア事業本部長	
平成27年4月 当社取締役常務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当	
平成28年4月 当社取締役専務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当 (現任)	
平成28年6月 (株)コミュニティネット取締役 (現任)	
平成29年5月 (株)ルネサンス棚倉取締役 (現任)	
【取締役候補者とした理由】	
入社以来、スポーツクラブ事業及びヘルスケア事業における要職を歴任し、現在では、ヘルスケア事業及び新業態・新規事業開発の統括にあたっております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
(社外取締役候補者)	
なか ふじ まさ や	所有する当社の株式数
6. 中藤 正哉 (昭和36年12月20日生)	0株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】	
昭和59年4月 (株)富士銀行 (現：(株)みずほ銀行) 入行	
平成14年4月 みずほ証券(株)経営企画グループ企画部シニアマネージャー	
平成18年4月 同社市場営業グループ 統括部長	
平成20年6月 同社金融市場グループ副グループ長	
平成21年5月 (株)みずほコーポレート銀行 (現：(株)みずほ銀行) 兜町証券営業部長	
平成23年4月 同行執行役員営業第十一部長	
平成25年4月 DIC(株)執行役員海外営業管理部長	
平成27年1月 同社執行役員経営企画部長 (現任)	
平成28年6月 当社取締役 (現任)	
【社外取締役候補者とした理由】	
上記略歴のとおり、金融機関における経営企画部門マネージャーや営業部門の執行役員を務めたことにより培われた企業経営に関する豊富な経験とともに、海外事業の管理に関する見識を当社経営の監督及びチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。	

※ (社外取締役候補者)		
かわ もと ひろ こ	7. 河本 宏子	所有する当社の株式数 0株
(昭和32年2月13日生)		
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】		
昭和54年4月	全日本空輸(株)入社 (現:ANAホールディングス(株))	
平成21年4月	同社執行役員 客室本部長	
平成24年11月	同社上席執行役員 オペレーション部門副統括兼客室センター長	
平成25年4月	全日本空輸(株)取締役執行役員 オペレーション部門副統括兼客室センター長	
平成26年4月	同社常務取締役執行役員 女性活躍推進担当 オペレーション部門副統括兼客室センター長	
平成27年4月	同社常務取締役執行役員 ANAブランド客室部門統括	
平成28年1月	同社常務取締役執行役員 ANAブランド客室部門統括 東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長	
平成28年4月	同社取締役専務執行役員 グループ女性活躍推進担当 東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長	
平成28年6月	三井住友信託銀行(株) 取締役 (現任)	
平成29年4月	(株)ANA総合研究所 代表取締役副社長 (現任)	
【社外取締役候補者とした理由】		
上記略歴のとおり、全日本空輸(株)におけるサービス品質やブランド向上に関する要職を務めたことにより培われたサービス業に関する豊富な経験や見識を当社の企業価値向上、及び、経営の監督並びにチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待したため、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、河本宏子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
4. 中藤正哉氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

9. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 中藤正哉、河本宏子の両氏は、過去2年間に当社が合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、中藤正哉氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏がその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、中藤正哉氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、河本宏子氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
12. 中藤正哉氏は、平成29年6月21日付けで、太陽ホールディングス株式会社の取締役就任に就任する予定であります。
13. 河本宏子氏は、平成29年6月29日付けで、三井住友信託銀行株式会社の取締役を退任し、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の取締役に就任する予定であります。

第2号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成17年6月24日開催の第23回定時株主総会において、年額5千万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、これを年額6千万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は4名です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア
当社 3階会議室
電話：03 (5600) 5411



交通

J R 総武線 両国駅西口より徒歩約3分
都営地下鉄大江戸線 両国駅A4・A5出口より徒歩約8分

お願い

駐車場のご用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。